

障害者政策委員会第2小委員会
厚生労働省提出資料
論点⑤(在宅就業)関係

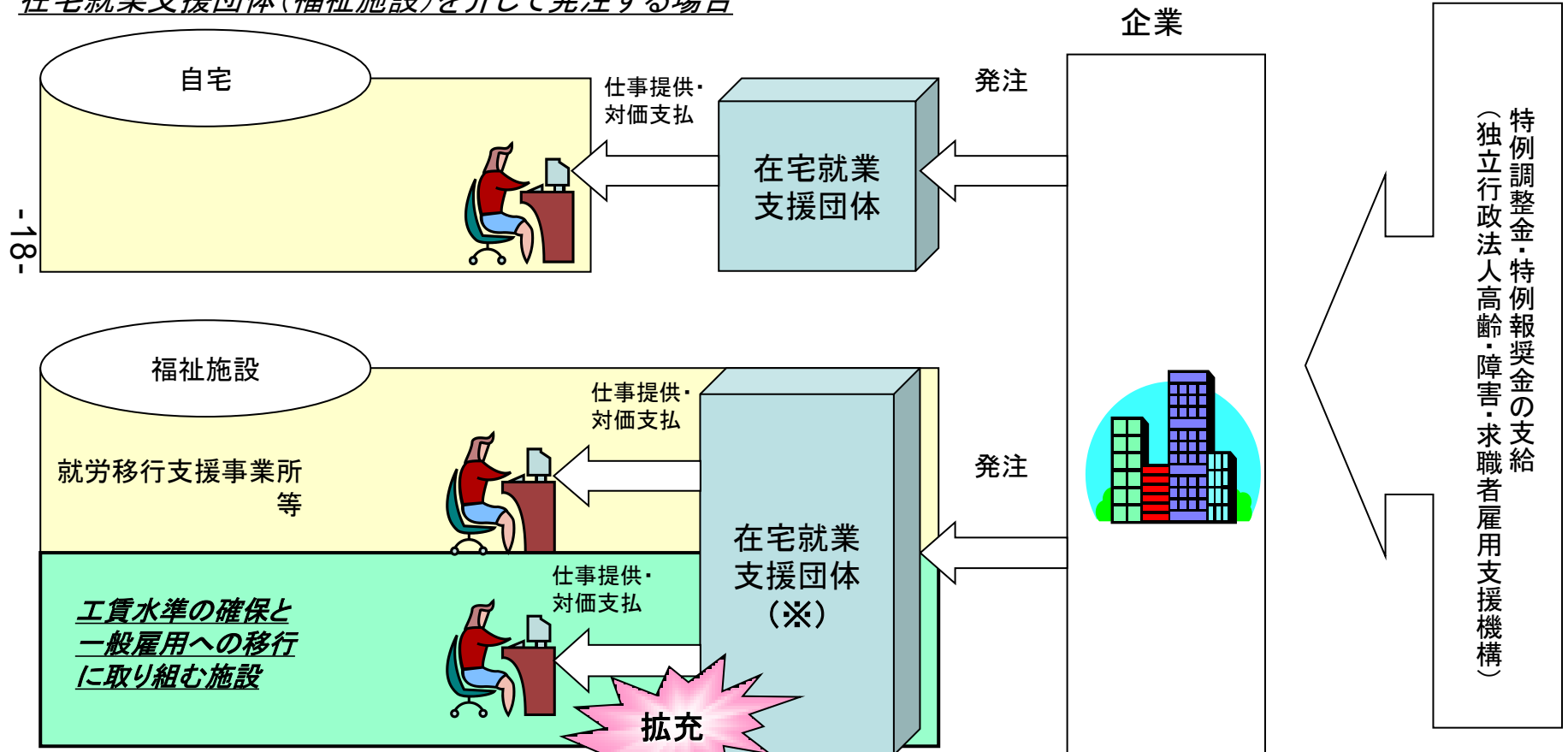
平成24年10月15日

企業からの仕事の発注の奨励(在宅就業障害者支援制度)

○ 在宅就業障害者(自宅等において就業する障害者)に仕事を発注する企業に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給する制度です。在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合も、制度の対象となります。

在宅就業障害者支援制度のイメージ

在宅就業支援団体(福祉施設)を介して発注する場合



在宅就業支援団体 20団体(1団体休止中)
(平成24年9月末現在)

※ 福祉施設を運営する法人が、在宅就業支援団体として登録を受けて、企業と障害者との間に立ち、企業からの発注を受け、障害者に対し仕事の提供・対価の支払い等を行う場合も、制度の対象となります。